

土屋ケアカレッジいわて 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町192-2 久安セントラルビルビル2階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）

※一部講義は遠隔化

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

岩手県内または近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修期間）

第6条 令和3年5月5日～令和4年3月31日の期間中48回開催（別紙1参照）

（募集時期）

第7条 募集開始 令和3年5月1日（すべての回の受講を受け付ける）

（受講定員）

第8条 10名

（研修参加費用）

第9条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

第10条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第11条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別途定める「カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第12条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は別途定める「演習実施計画・実習施設一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第13条 研修を担当する講師は別途定める「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第14条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第15条

- 1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上（100点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。
- 2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。
- 3 不適切と判断された場合、失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律5,000円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第18条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者

(修了証明書の交付)

第19条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第20条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、岩手県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあつた場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第21条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口
電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和4年4月1日から施行する。

カリキュラム表

事業者名：株式会社土屋 令和4年度 東北クラス標準区分表

区分	科目	講習時間数		
		計	通学講習	通信講習
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	0	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1	0	1
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	0	2
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5

	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	1	0
実 習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	0
	外出時の介護技術に関する実習	2	2	0
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	0
合 計		20.5	12.5	8

演 習 実 施 計 画

演習施設の名称	所在地	面積 (㎡)	演習可能 人数
土屋ケアカレッジいわて	岩手県盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町102-B	36㎡	10人

- 1 演習施設の概要
- 2 使用する福祉用具等の内訳

福祉用具等の名称	数 量	福祉用具等の名 称	数 量
土屋ケアカレッジいわて	1		
ベッド	1		
車イス	1		
イス	10		
机	10		
吸引器	1		
喀痰吸引関係備品	1		
経管栄養関係備品	1		

メディトレ君	1		
--------	---	--	--

実 習 施 設 一 覧
重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアカレッジいわて

実習科目名 Ⅲ1基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジいわて	岩手県盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町102-B	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ2外出時の介護技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジいわて	岩手県盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町102-B	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ3重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジいわて	岩手県盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町102-B	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ東北	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-13-1 サン・アドバンスビル5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ東北 (秋田)	秋田県秋田市桜2丁目17-5	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 仙台	宮城県仙台市若林区荒井東1-8-4 アライデザインセンター2	五十嵐憲幸

ホームケア土屋 弘前	青森県弘前市大字田町5丁目6番地2 三枝ビル2F	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 秋田	秋田県秋田市桜2丁目17-5	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 山形	山形県山形市城北町2丁目10-9	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 郡山	福島県郡山市谷地本町83 ヤマキハイツコスモス105号室	五十嵐憲幸
ホームケア土屋たいわ	宮城県黒川郡大和町桧和田字西原17	五十嵐憲幸
ホームケア土屋いわて	岩手県盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町102-B	五十嵐憲幸

講 師 一 覧 表

大山敏之	介護士講師
吉田政弘	介護士講師
宮本武尊	介護士講師
吉岡理恵	介護士講師
五十嵐憲幸	介護士講師
七尾綾人	介護士講師
佐藤誠之	介護士講師
沼倉斉子	介護士講師
星敬太郎	介護士講師
白鳥美香子	介護士講師
齊藤恵美	介護士講師
増田和也	介護士講師
渡部有真	介護士講師
佐々木聖羅	介護士講師
佐藤真紀	介護士講師
穀田優佳	介護士講師
織田由加	介護士講師
菅原知佳	介護士講師
椋木慎也	看護師講師

成瀬絵梨	看護師講師
鈴木友子	看護師講師
加藤由美	看護師講師
沼倉斉子	看護師講師
齋藤みさを	看護師講師
片岡佳子	看護師講師
梶原美恵子	看護師講師
広瀬千賀子	看護師講師